

平成 28 年第 2 回定例会（9 月議会）
建設部 提出資料（10 月 4 日提出）

建設委員会

【議案関係】

- 河川砂防課 河川改修工事に係る損害賠償請求事件の控訴について ・ ・ ・ 1

河川改修工事に係る損害賠償請求事件の控訴について

平成28年10月4日

河 川 砂 防 課

1 概 要

- ・草生津川（秋田市）の河川改修工事に係る、平成24年（ワ）第386号損害賠償請求事件の平成28年9月26日判決に対し、一部不服として、控訴を提起する。
- ・この提起について「地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号」の規定に基づき、議会の議決に付すものである。

2 原告の主張

- （1）本件建物に近接する草生津川において、格別の地盤沈下防止措置等を講ずることなく河川改修工事を行ったため、建物の壁に亀裂等の損害が生じた。
- （2）これらの損害は、河川改修工事による建物敷地の地盤沈下や、工事車両の振動、鋼矢板の打ち込み作業などが影響したと推定される。
- （3）被告（県）は国家賠償法第1条第1項または同法第2条第1項により、損害を賠償する責任がある。
- （4）上記損害として72,723,000円を請求する。

3 県の主張

- （1）本件建物敷地に地盤沈下は生じていない。
- （2）鋼矢板の埋め込みに際しては圧入工法を採用し、鋼矢板の打ち込みはしていない。本件河川工事の振動により本件建物へ亀裂が生じたことは認める。
- （3）工事は適法に行っているので、国家賠償法第1条第1項または同法第2条第1項に基づく損害賠償責任はない。
- （4）損失補償として、本件建物の機能回復に必要な2,405,308円を支払うことにより解決すべきである。

4 判決の概要

- （1）原告主張の河川工事の影響による本件建物の地盤沈下を認めることはできない。
- （2）被告は河川工事による振動の影響を回避する措置を講ずべき注意義務を怠った。従って、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負担することになる。
- （3）本件被害による損害額として2,405,308円を認めるのが相当である。

5 県の判断

河川工事は適法に行っており、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任はないことから控訴する。

《参 考》

○損害賠償

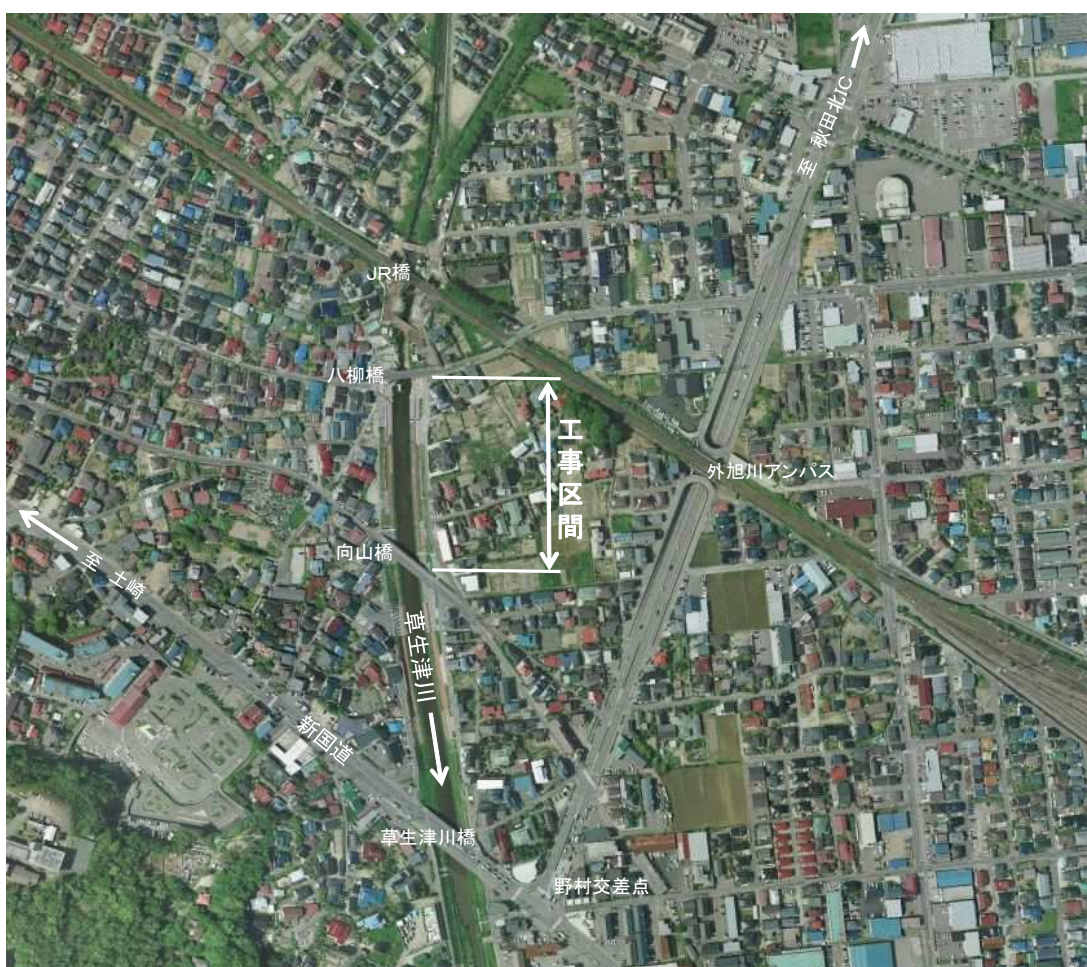
故意又は過失による違法な公権力の行使によって他人に加えた損害に対し、不法行為による賠償を行うこと。

○損失補償

適法な公権力の行使によって他人に加えた損害に対し、特別の犠牲に対する全体的な公平負担の見地からこれを調節するために、財産的補償を行うこと。

※ 参考文献：田中二郎著 『新版行政法上巻』（全訂第2版 昭和49年）

【位置図】



【河川改修工事後の状況】

